

令和7年10月16日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、本件対象文書の不開示部分が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号、第5号及び第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

渡邊達之輔裁判官（56期）、定森俊昌裁判官（63期）及び人見和幸裁判官（64期）が審理員として作成した意見書（直近の事例に関するもの）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、6月19日付で一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所は、司法行政文書開示通知書記1記載の文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書とした上、本件対象文書のうち不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、審査請求人の氏名、審査請求の具体的な内容及び審査請求人の主張内容が記載されており、これらは法第5条第1号に定める個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに相当する事情もないことから不開示とした。

また、本件対象文書は、行政不服審査法上の審理手続における審理員の意見

書であり、同審理手続は裁判所内部において非公開で審議されるものである。本件不開示部分には、同審理手続に係る情報が記載されているところ、これを公にすることにより、本来、専門的技術的な知見を踏まえつつ、公平中立の立場で行うべき審理手続を担当する審理員が、報道や外部からの圧力や干渉等をおそれて自己の見解を主張することに対する萎縮効果が生じ、内部の意見交換が妨げられ、将来の裁判所内部における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、法第5条第5号に定める不開示情報に相当する。

さらに、行政不服審査法上の審査請求の対象となるのは裁判所の処分又は不作為（以下「処分等」という。）であるところ、本件不開示部分には裁判所の処分等に関する裁判所内部の判断過程や主張が記載されており、これらを公にすることにより、当該処分等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に定める不開示情報に相当する。

(2) よって、原判断は相当である。